

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取035
記載日 2月12日

中部横断自動車道(長坂～八千穂)

封書に下記「送付先」「送付先住所」を記載し「切手」を貼って投函して下さい。

注意：郵送費用は、各自でご負担をお願いします。

送付先	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	送付先住所	〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘 1-10-1
-----	----------------------------	-------	-------------------------------

下記の□にチェック、及び記入をお願いします。

年代	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☒ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代以上	性別	☒ 男 ☐ 女
ご自宅の住所	[長野] 都・道・府・県 [南沢] 市・町・村		

説明会に参加できない方のためにご意見を受け付けております。ご意見を以下にご記入下さい。

・この南沢村は、佐久市まで約40km 車で約1時間程
かかります。一方甲府まで約50km 1時間以上かかり
ます。中部横断自動車道が出来れば移動時間、距離
が短縮。野菜等の輸送効率化、と医療機関等への
移動も改善されると思うのでぜひ早期に完成し
てもらいたいと思う。
以前市場坂で交通通行止があった時、
この道路がなく(普通車ばかり)大型車はまったく
通行できず、この様な場合が今後あると思うので
木更平線道路にもぜひ高速道を早期着工
してもらいたい。

いただいたご意見および個人情報、ワーキンググループに報告させていただきます。それ以外の目的で使用することは、一切いたしません。

2/12(火) 南沢村平沢公民館

FAX番号 055-254-9235

会場受取036

送信日 月 日

中部横断自動車道(長坂～八千穂)

送付先	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	送付先FAX番号	055-254-9235
-----	----------------------------	----------	--------------

下記の□にチェック、及び記入をお願いします。

年代	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☒ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代以上	性別	☐ 男 ☒ 女
ご自宅の住所	[南沢] 都・道・府・県 [南沢] 市・町・村 平沢		

説明会に参加できない方のためにご意見を受け付けております。ご意見を以下にご記入下さい。

便利になるようなのでなるべく早くつくってほしいです

いただいたご意見および個人情報は、ワーキンググループに報告させていただきます。それ以外の目的で使用することは、一切いたしません。

2/12(火) 南沢村平沢公民館

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

記載日 月 日

中部横断自動車道（長坂～八千穂）

封書に下記「送付先」「送付先住所」を記載し「切手」を貼って投函して下さい。

注意：郵送費用は、各自でご負担をお願いします。

送 付 先	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	送付先 住 所	〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘 1-10-1
-------	----------------------------	------------	-------------------------------

下記の□にチェック、及び記入をお願いします。

年 代	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☒ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代以上	性 別	☒ 男 ☐ 女
ご自宅の 住所	[長野県] 都・道・府・県 [南牧村] 市・町・村		

説明会に参加できない方のためにご意見を受け付けております。ご意見を以下にご記入下さい。

野田山地区の景観。畑等を考えるとまた標高が高い為、凍結等を
考え、トナリを多くできようか。それと、堀り下りて、地上から道路
を木々等で見えなくして、とあるとかできようか。検討いたしたい。
景観を考えると。R141の南側にしたい。

いただいたご意見および個人情報は、ワーキンググループに報告させていただきます。それ以外の目的で使用することは、一切いたしません。

2/12 (火) 南牧村平沢公民館

記載日 月 日

中部横断自動車道（長坂～八千穂）

封書に下記「送付先」「送付先住所」を記載し「切手」を貼って投函して下さい。

注意：郵送費用は、各自でご負担をお願いします。

送付先	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	送付先 住 所	〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘 1-10-1
-----	----------------------------	------------	-------------------------------

下記の口をチェック、及び記入をお願いします。

年 代	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☒ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代以上	性 別	☒ 男 ☐ 女
ご自宅の 住所	[長野] 都・道・府・県 [南佐久郡 佐々木] 市・町・村		

説明会に参加できない方のためにご意見を受け付けております。ご意見を以下にご記入下さい。

- ・ 早期実現に願す。
- ・ 国の為には、莫比自衛軍色のパイプス高要求と可之にても「海軍成す可」(日本金庫と考之可)
- ・ 次世代に為り人仕の爲にも是非早業手也!
- ・ 自願早業手成るに大希望を以用之。(日本に有故也)
融雪方法のいいを以て
- ・ 徳村の宣張の如くは「工業革命道路を「毎月9条路」と以て大希望を税金の無量に使ひ可なり

いただいたご意見および個人情報は、ワーキンググループに報告させていただきます。それ以外の目的で使用することは、一切いたしません。

2/12 (火) 南牧村平沢公民館

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

FAX番号 055-254-9235

会場受取039

送信日 月 日

中部横断自動車道（長坂～八千穂）

送付先	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	送付先 FAX番号	055-254-9235
-----	----------------------------	--------------	--------------

下記の□にチェック、及び記入をお願いします。

年 代	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☒ 60代 ☐ 70代以上	性 別	☒ 男 ☐ 女
ご自宅の 住所	[長野] 都・道・府・県 [南牧] 市・町・村		

説明会に参加できない方のためにご意見を受け付けております。ご意見を以下にご記入下さい。

南佐久地域の幹線道路は国道141号線だけが千曲川
西側に位置し危険箇所が多く地震、台風、集中豪雨等
大規模災害が発生した場合、迂回路、代替道路も無く
災害発生時には、陸の孤島に切りかねない地域であり
中部横断自動車道の果た役割が大きく早期整備計画への
検討と早期全線開通を強く要望します。

佐久地域は高原野菜の一大産地であり新鮮な農産物を全国へ
発送しており、より早く安全に消費地に輸送する事が課題であり
南佐久南部から中央道、上信越道までは1時間以上を要し又
最寄りの病院や緊急医療施設への搬送時間もかなり大さな
課題となっています。中部横断自動車道は地域の産業、経済
観光、医療の発展に絶対不可欠であり早期実現を
強く望みます。

いただいたご意見および個人情報、ワーキンググループに報告させていただきます。それ以外の目的で使
用することは、一切いたしません。

2/12 (火) 南牧村平沢公民館

FAX番号 055-254-9235

会場受取040

送信日 月 日

中部横断自動車道（長坂～八千穂）

送付先	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	送付先 FAX番号	055-254-9235
-----	----------------------------	--------------	--------------

下記の□にチェック、及び記入をお願いします。

年 代	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☒ 60代 ☐ 70代以上	性 別	☒ 男 ☐ 女
ご自宅の 住所	[長野] 都・道・府・県 [南牧] 市・町・村		

説明会に参加できない方のためにご意見を受け付けております。ご意見を以下にご記入下さい。

南佐久地域と北杜市とを結ぶ幹線道路は国道141号線
のみであり、もし災害があった場合代替道路が無く
災害は安全確保が不可能であり又救命救急には
医療施設までの時間がかかり早急に国道141号線の
代替道路となりうる中部横断自動車道の早期実現を
望みます。

南佐久地域は高原野菜の一大産地であり、国道141号線は道幅
が狭く長距離輸送トラックが道幅いっぱい通行する現状と
急勾配、急カーブも多く、又中央自動車道や上信越自動車道まで
1時間以上かかり課題となっており、中部横断自動車道の実現が
地域の産業、経済の発展と観光振興に、又地域の活性化が
期待されるので中部横断自動車道の早期開通を望みます。

いただいたご意見および個人情報、ワーキンググループに報告させていただきます。それ以外の目的で使
用することは、一切いたしません。

2/12 (火) 南牧村平沢公民館

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

FAX番号 055-254-9235

会場受取043

送信日 月 日

中部横断自動車道（長坂～八千穂）

送付先	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	送付先 FAX番号	055-254-9235
-----	----------------------------	--------------	--------------

下記の□にチェック、及び記入をお願いします。

年 代	☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代 ☒ 40代	性 別	☐ 男
	☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代以上		☒ 女
ご自宅の 住所	[山梨]	都・道・府・県	
	[北杜市]		市・町・村

説明会に参加できない方のためにご意見を受け付けております。ご意見を以下にご記入下さい。

・通水は2年以内予定期間にあたり
おくれ 今の土木も月平均を上げてほしい
・アスファルト舗装はどうか。

いただいたご意見および個人情報は、ワーキンググループに報告させていただきます。それ以外の目的で使用することは、一切いたしません。

2/13 (水) 須玉町農業体験農園施設

会場受取044-1

国土交通省 関東地方整備局長様

社会資本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会

ワーキンググループ様

質 問 書

北杜市別荘所有者の会

平成 25 年 1 月 31 日

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取044-2

第1回ワーキンググループで示されたAルート案、Bルート案を北杜市別荘所有者の会の要望書と見比べてみると多くの点に配慮して載っていることがわかります。きちんと我々の要望書を読んでいたいただいていることをありがたく思います。

しかしながら、会員の中には要望書にある国道141号線より西に高速道路を建設しないでほしいという要望には完全に沿ったものではなく、満足のいく形ではないという意見があることは否定できません。ＡＢルートにはいくつかの懸念点と疑問点が残っておりますので、地元説明会のタイミングで別荘の会としてコンセンサスの取れた質問という形で以下にまとめさせていただきますので、ご回答いただきたく存じます。

質問 1

ＡＢルート帯は多くの別荘地を避け、湧水を避けて検討されています。ＡＢルート帯が発表されたあと、地下水の専門家にこのルート上に高速道路が建設された場合における地下水脈への影響について尋ねたところ、「距離が離れていても帯水層がつながっていれば影響がある」とのコメントを頂いております。八ヶ岳南麓湧水群は比較的浅い帯水層と深い帯水層の２つを有しており、ＡＢルートに作られる高速道路建設のために掘り下げたり、パイプを打ち込んだりして帯水層に達した場合にそこから水が漏れ、水位が低下し、湧水や井戸水の枯渇が誘発されることは過去の事例にいくつもあります。つまり工事予定地下の帯水層が、湧水群の帯水層と接続されていないかどうかを調査する必要があります。

- ・帯水層の分布は十分な数の観測ポイントによる地下水シミュレーションが有効です。今後環境アセスメントの段階に進んだ場合、地下水シミュレーションを行い、その結果およびデータを公表していただけますでしょうか？
- ・地下水シミュレーションによって、湧水群の帯水層がＡＢルート帯に及んでいる場合、このルート帯への高速道路建設を中止するか、新しいルートを検討する可能性はありますか？

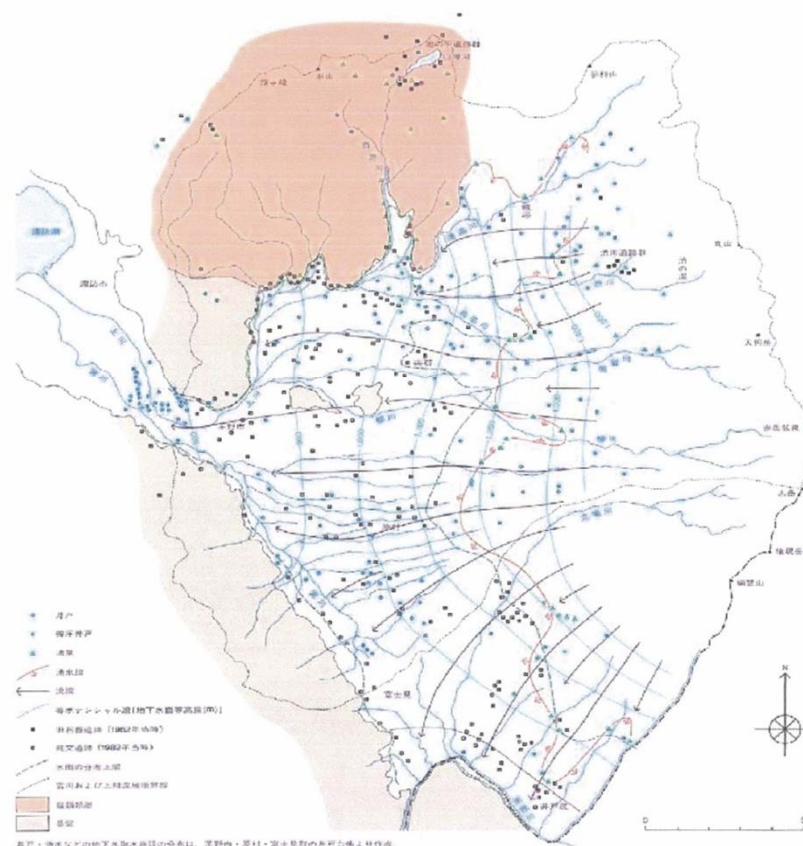
質問 2

山梨県が発表している土砂災害マップを見ると旧ルート帯付近には数多くの危険地域があります。(資料添付) 北杜市別荘所有者の会要望書でも道路建設による災害の誘発に関して触れていますが、ＡＢルート帯においても３か所ほど危険地帯を通っているようです。

- ・国土交通省様は山梨県の土砂災害警戒区域等マップをご存知でしょうか？
<http://www.sabomap.jp/yamanashi/map.php>
- ・土砂災害特別警戒区域に高規格の道路を建設した場合、森林伐採やその他の要因にて土砂災害を誘発する可能性に関しては検討されましたでしょうか？

会場受取044-3

図1-八ヶ岳西麓における流線網図と遺跡分布



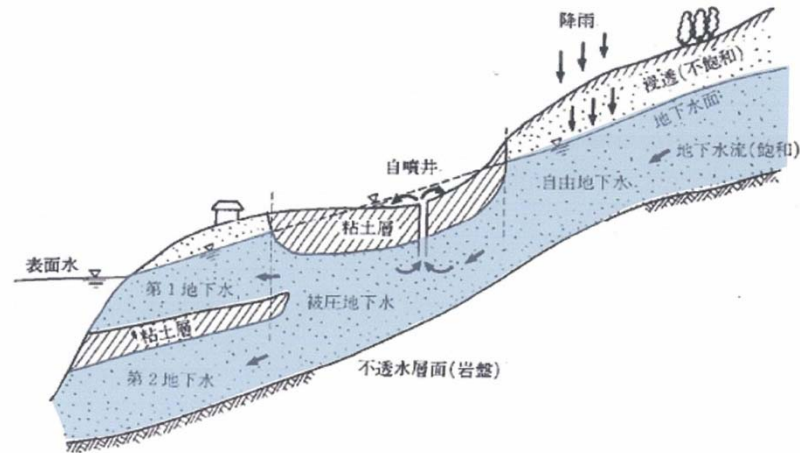
美戸・清瀬などの地下水取水施設の分布は、茅野市・厚村・富士見町の美戸台地より耕作地

Кубота

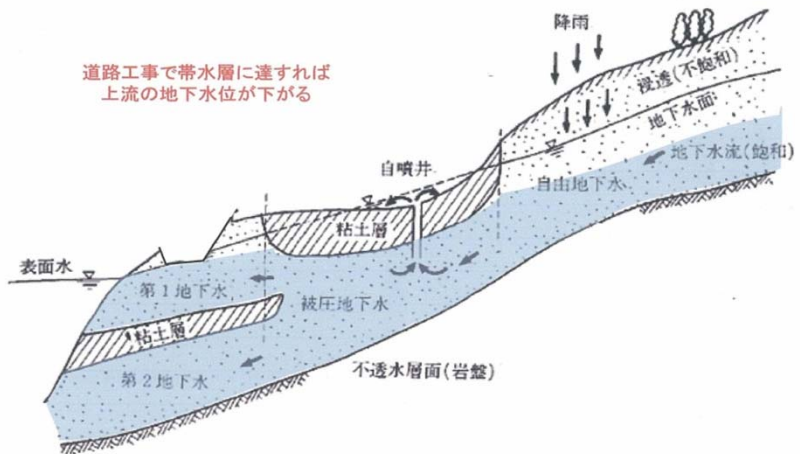
URBAN KUBOTA NO. 33 | 41

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

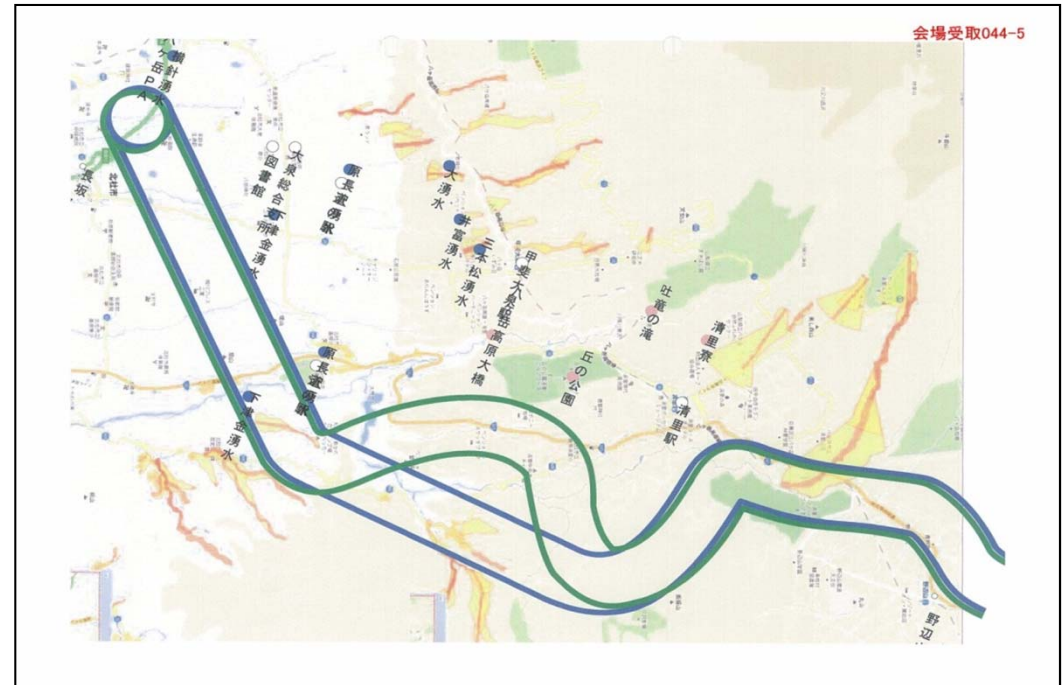
会場受取044-4



道路工事で帯水層に達すれば
上流の地下水位が下がる



会場受取044-5



■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取045-1

平成25年1月31日

WG事務局 殿

国土交通大臣 殿

中部横断自動車道へ長坂くハ千穂の基本
計画区間に係るハヶ岳南麓新ルート帯
(案)に関する意見について

右記の新ルート帯内に居住する一市民
として、整備計画移行に反対の立場から
以下の意見を提出致します。
一読の上、善処されますようお願い申
上げます。

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取045-2

私は若い頃より自然を愛し、山に親しみ、
 いかば富士を仰ぎながら余生を送りたいと
 考えていました。そこで、早目に退職を決意
 し、かねてから探し歩いて希望を満たすこの
 地、北杜市のハケ岳南麓に居を構えました。
 春夏秋冬に眺める富士の美しさ、夏の夜に舞
 う螢の幻想的シーン、地産の野菜や果物の新
 鮮な味覚等々。ちやうちよく住民票を移し
 ました。三年前のことです。
 しかれ、うかつと言うべきでしょう。なん
 と、この地が高速道路の基本計画に含まれて
 いるというではありませんか。しかも、この
 ルート帯へ案を知ったのは昨年の暮れのこ
 となのです。新ルート案は、私の愛する自然
 と景観に土足で踏み込むようにしているです
 自由人を標榜し、このような動きに無頓着す
 ぎたことが情報不足を招いてしまったのです
 整備計画の段階に移れば取り返しつかない
 状況が待ち受けていることも知りませんでした。
 そこで、反対運動に奔走されている方々から、

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取045-3

2

新ルート提示の経緯を聴き、多くの資料を
 いただき、自分なりに考察して、この地に高速
 道路を通すことに異を唱えることの正当性を
 確信することになりました。

第一に、国交省の主張する整備効果につい
 ての推定のデータは説得力に乏しく、少なく
 とも、現在の「北杜市」にとって、ほとんど
 そのメリットは考えられない。

第二に、経済的観点から見て、費用対効果
 からして合理性を有するとは到底考えること
 はできない。公共投資の方途の無策というべ
 きであらう。しかも、不幸にも中央自動車道
 笹子トンネルの事故が発生し、多大な人的
 物的被害を目の当たりにしました。つまり、
 既設のインフラのメンテナンスが急を要する
 投資先であり、効果の乏しい高速道路の新設
 に多大な投資をする余裕はない。世界一の財
 政赤字を抱える日本には、将来を見すえた賢
 明な投資先を考えることが喫緊の課題ではな
 いのか。国交省が、「省益あつて国益なれし

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取045-4

3

第三に、環境的見地から考えても最低であ
 る。中央自動車道だけでも沿線の住民は迷惑を
 被っているのに、さらに騒音、排気が増
 大すれば、精神的肉体的負荷が健康を損なう
 ことは明白である。また、希少動植物に負荷
 を与え、水や空気の汚染をもたらすことは言
 うまでもなからう。

第四に、何よりもこの地の自然・景観を損
 なわれることが最大の関心事である。ハケ岳
 の住民が日々に、雄大な素晴らしい景観を享
 受することは一つの権利である。「眺望権」
 は法的に確固としたものとして確立されるべ
 きである。二度と再生不能な財産を、高速道
 路整備のわずかな効果の宣伝によって失われ
 ることへの反対論はエゴイズムではない。
 まさに、「美しい国土」を守ろうとする「愛
 国心」の発露と言うべきである。

私の居所からの風景を漢詩風に詠んだ一作

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取045-5

4

東望金峰山
西向見駒岳
南座仰富嶽
北立眺赤岳

ハケ岳南麓の住民が愛してやまないこの景観を後世に残そうとする意志は最大限に尊重されてしかるべきである。

第五に、新ルート帯へ案への不自然さは理解に苦しむ。これは当初の南麓案が反対運動に会って修正されたのが原因であろう。なんとも場当りの姿勢であることか。要は、長坂JCTにつなぐというルート構想当時の「公示に根拠を置いて、更なる案を検討しよう」としない国交省の形式主義の現れである。長坂JCTにつなぐという推進論は、構想当初からの社会的状況の変化や住民の意識の高まり等々を軽視した安直な考えと言わざるを得ない。そもそも、中部横断道路としての連続性を主張するのであれば、長坂JCTに迂回する必然性はないからう。仮りに、ルートの再検討をすると

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取045-6

5

すれば、双葉JCTにつながるのがベターな発想で
 あり、接続的にも地理的にも合理性を有する
 のではないか。国交省の言い分は、高度差に
 もとづく工法や経済性に難点があるというこ
 とであらう。しかし、不況克服の掛け声で景
 気の刺激策の一つとして公共投資を拡大する
 のであれば、経済性は二の次となるのではな
 いのか。そもそも高速道路の整備そのものが
 経済的に見合うのかという観点からすれば、
 可能な限り、トンネル、高架、地下通路にす
 ることへの費用も許容されることになる。工
 法については世界に誇るべき日本の技術やノ
 ウハウがあり問題は無い。
 しかし、このルート案の提示には慎重であ
 らねばならない。新たな論議を呼ぶことか
 必定であるからである。従って、ルートにつ
 いては将来に渡って検討を続けるしかない。
 日本の科学技術や土木工学等の進展が新たな
 交通の在り方に正解を出してくれることを期
 待したい。

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取045-7

6

従って、近未来における結論としては、
 1ト案は留保し、関係地区住民が一致して要
 望している国道141号の改良より他はない。
 未来に禍根を残さないように努めることか
 今に生きる我々に課せられに義務であらう。
 拙速は許されない。

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取045-8

東 山 西 向 南 座 北 立
望 金 峰 見 駒 岳 仰 富 岳
赤 岳

会場受取046

要望書

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所 事業対策官 小林達徳殿
同事務所計画課課長 宮坂広志殿
山梨県庁、ならびに北杜市役所のご担当者殿

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、山梨県庁、ならびに北杜市役所のご担当者のご努力に心から敬意を表したいと存じます。
これまでの地元説明会の状況から、以下の提案をしたいと思いますので、
今回の地元説明会までに検討して頂き、文書でのご回答をお願い致します。

国土交通省甲府河川事務所が、小委員会内のルート検討グループとして位置づけられている「ワーキング・グループ」に一連の説明会における意見、疑問等賛否を含めた多様な内容を明快に伝え、かつ、回数を重ねている地元説明会における住民の皆さんの意見表明の途中経過を、お集りの皆さんにより良くご理解頂き、さらに促進するために、賛否の意見や疑問、問題として指摘された点、それに対する行政側の回答の主要なところを要約して、毎回の地元説明会に文書で配布して下さいようご提案いたします。

また、その説明会意見の要約文書について、ご負担であれば、参加している住民の皆さんに一方に偏ることなくご協力を仰ぎお願いをしたいと存じます。

地元説明会が意見の対立ではなく、この素晴らしい南麓地域の産業の発展と平安な暮らしを守る意義のある説明会にするためにも是非、善処をお願いし、
本日の説明会が終わる段階までにご検討、ご回答をお願い致します。

2013年2月2日

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

2013. 2. 4 11:26 P. 1

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取047-1

2013年2月5日

国土交通省 関東地方整備局長様
社会資本整備審議会 道路分科会 関東小委員会様
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所事業対策官 小林達徳様
同事務所計画課課長 宮坂広志様

要望書

2013年1月30日から行なわれているこれまでの地元説明会において表明された意見や疑問から以下の項目について2013年2月10日の地元説明会までにご検討頂き、当日文書でご回答をお願い致します。

中部横断自動車道八ヶ岳南麓の会等をはじめとする4つの団体の申入れ

(「中部横断自動車道建設に関する申し入れ」2012年8月30日)、北杜市別荘の会の「要望書」(2012年9月15日)、国土交通大臣に対する5000名を超える署名簿提出など、八ヶ岳南麓を通る高速道路建設に対し、非常に多くの反対、懸念が示されてきました。しかしながら、今回の新ルート案でも八ヶ岳南麓を通過することにはなんの変化もなく、2回にわたるアンケートを踏まえたとはとても考えられない案を提示してきました。

公共事業の透明性をたかめ、事業の必要性が検証できることを目的として、「計画段階評価」が導入されています。アンケートも地元説明会もその枠組みで行なわれていることは明らかですが、アンケート方法の稚拙さ、配布の著しい偏り、回収率の余りの低さなど、どれ1つをみてもこれが地元住民の意向が反映された「コミュニケーション活動」とはとても考えられず、その結果から新ルート案が導きだされたということにはなんの科学的な根拠もありません。

それにもかかわらず、わずか5%という超低回収率でも、住民の意向の50%以上は、国道141号の拡幅等改修案を選択しました。初歩的なことですが、アンケート回収率が半数超す状態であれば、確率的には大半が国道改修案を選択したことを意味します。

以上のことを勘案すると、まず何よりも、ここまでの地元説明会に至るプロセスをもう一度、初心に返って「周辺地域の課題」が本当のところ、どこにあるかを地元住民に丁寧にアンケートで調査する方法を探らなければなりません。しっかりと科学的な手法で、地元住民と国土交通省の両サイドが議論に参加し行なうことが、「周辺地域の課題」を住民の意向に添って解決する残された方法です。もちろん、この説明会での意見聴取は一理ありますが、双方向的なコミュニケーションではなく、国土交通省による一方的な意見聴取であって、住民の意向によって高速道路建設が変えられないのであれば、計画段階評価システム自体が機能していないという自己矛盾に陥ります。

会場受取047-2

公共事業に関わる政策決定プロセスにどのように国民の意向を反映するかは、国民の元気を育て未来を方向付ける重要な課題ではないでしょうか。

1 第2回アンケートからどのように新ルート案が導きだされたのか、関東小委員会における正確な議事録の提出を文書で求めます。

2 新ルート案の「たたき台」となった国土省事務局案の提出、その作成過程に関わる資料の文書でも提出を求めます。

3 第1回、第2回アンケートの数量的分析についてのオリジナルデータの文書での提出を求めます。その提出が不可能な場合、当方が国土省ホームページから得たすべてのデータに基づく集計分析の結果を国土省事務局とどちらにも偏ることのない住民の双方で同じデaupルで明らかにする作業に着手するよう求めます。

4 国道141号改修案が、第2回アンケートで出ましたが、これまでの説明会で、国道の改修案はあくまでも国道であって、高速道路建設とは切り離されていることが明らかになりました。つまり、141号改修は高速道路建設問題とは質的に異なるということでした。では、なぜ関東小委員会は第2回アンケートに選択項目として入れたのでしょうか。文書で回答を求めます。

以上、4点のご回答を2013年2月10日までに下記、会長、長田佳久にご提出下さい。

5. 小委員会の説明会に集まり、地元住民に
エミューションする必要があり、是非、検討して
下さい。

2013年2月5日

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取048

2013 年 2 月 6 日

山梨県北杜市長 白倉 政司 殿

要望書

ご存知のように、中部横断自動車道のハケ岳南麓部分のルートについて様々な議論がなされて、今般、国土交通省により地元説明会が開催され、多くの住民が参加しています。

昨年、中部横断自動車道ハケ岳南麓の会等をはじめとする４つの団体の申入れ（「中部横断自動車道建設に関する申し入れ」2012年8月30日）、北杜市別荘の会の「要望書」（2012年9月15日）、国土交通大臣に対する5000名を超える署名簿提出など、ハケ岳南麓を通る高速道路建設に対し、非常に多くの反対、懸念が示されてきました。しかしながら、今回の新ルート案でもハケ岳南麓を通過することにはなんの変化もなく、2回にわたるアンケートを踏まえたとはとても考えられない案を提示してきました。

当該の事業計画で、公共事業の透明性をため、事業の必要性が検証できることを目的として、「計画段階評価」が導入されています。アンケートも地元説明会もその枠組みで行なわれていることは明らかなですが、アンケート方法の稚拙さ、配布の著しい偏り、回収率の余りの低さなど、残念ながら、どれ1つをみてもこれが地元住民の意向が反映された「コミュニケーション活動」とはとて考えられず、その結果から新ルート案が導きだされたということにはなんの科学的な根拠を見いだすことができません。

それにもかかわらず、わずか5%という超低回収率でも、住民の意向の50%以上は、国道141号の拡幅等改修案を選択しました。初歩的なことですが、アンケート回収率が半数超す状態であれば、確率的には大半が国道改修案を選択したことを意味します。

以上のことを勘案すると、まず何よりも、地元説明会に至るプロセスをもう一度、初心に返って「周辺地域の課題」が本当のところ、どこにあるかを地元住民に丁寧にアンケートで調査する方法を探らなければなりません。しっかりと科学的な手法で、地元住民と国交省の両サイドが議論に参加し行なうことが、「周辺地域の課題」を住民の意向に添って解決する残された方法です。説明会での意見聴取は一理ありますが、双方向的なコミュニケーションではなく国交省による一方的な意見聴取であり、住民の意向によって高速道路建設が変えられないのであれば、計画段階階層システム自体が機能していないという自己矛盾に陥ります。

公共事業に関わる政策決定プロセスにどのように国民の意向を反映するかは、国民の元気を育て未来を方向付ける重要な課題ではないでしょうか。その意味でも、北杜市の行政が大きな役割を持っていると思います。私達は単なる高速道路建設問題としてではなく、地域の発展をどのように支え、美しい環境を守りながら共生していくことを切に祈願しております。建設計画の見直しを含めて、議論を活発にするため、白倉市長の僱りのない見識を八ヶ岳南麓ルートの解決に役立てて頂きたいと思います。

2013年2月6日

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会

会場受取049-1

警 告

平成 25 年 2 月 9 日

国土交通省（甲府河川国道事務所） 御中
関東地方小委員会、WG事務局 殿

原因

警告人は、①平成 25 年 1 月 12 日、市民団体（高根町農業環境改善センター）による中部横断自動車道（長坂～八千穂）建設反対とする集会に参加したものの、「建設反対」とする真意（民意を反映していない）に誤りがあったこと。及びこれに賛成する「市議会議員 4 人」の参加とその議員名の紹介とその議員のうち議員 [] にあるまじき誤った真意（民意を反映していない）の説明（建設反対）があったこと。

そこで、警告人は、②平成 25 年 2 月 2 日、上記事務局による地元説明会 開催場所（小淵沢総合支所）へ赴き、縷々、説明があったのち、質疑応答の時間帯では、建設賛否両論があったものの、「大方が、建設賛成」であったこと。及び警告人も、同様の立場で、時間を拝借して、その理由を述べたこと。

更に、警告人は、③平成 25 年 2 月 3 日、上記事務局による地元説明会開催場所（長坂総合支所）へ赴き、縷々、説明があったのち、質疑応答の時間帯では、意見をのべた方々は、圧倒的に、先の集会における市民団体の方々であり、圧倒的に、建設反対であったこと。

しかし、「建設反対」とする意見が、圧倒的であったとはいえ、その真意（民意を反映していない）に誤りがあったことを鑑みれば、建設反対を「市民の総意」とする法律上の事由はない。

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

会場受取049-2

事 由

いまさら申すまでもないが、わが国「民主主義政治組織、法治主義及び市場経済」を標榜する「民主主義国家」にあつては、少なくとも、「法治主義」にあつては、地元説明会資料のごとき「関東地方小委員会」やら「ワーキンググループ(WG)」のごとき「国土交通省の附属機関」と国民たる「北杜市民」とは、法律関係不存在であり、これらの「者」の意見集約は、行政を拘束するものではないので、これらの事務局のごとき説明者の意見集約についても、「行政を拘束するもの」ではなく、単なる「参考意見」として「集約」するものにすぎない。

ゆえに、これを「国民」たる「北杜市民」が認容すべきいささかの事由もない。

事 実

何故ならば、既に「パンフレット等」で明らかなように、中部横断自動車道(長坂～八千穂)については、既に一部開通している中部横断自動車道(双葉～新清水)と同様(山梨県知事認定)に「国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 長野国道事務所など」は、同記載のごとき「2.事業の進め方 *事業の流れ」とする記載中「道路交通調査 道路及び交通現況の把握 道路網整備計画の検討」―「道路網整備計画決定」とあるように、既に決定している道路網を踏まえて、警告人が、甲府河川国道事務所へ電話(055-254-6571)したところ、「担当者不在」であつたので、後に、電話された担当者が、既に「道路網整備計画決定」とする事実は不変であることを供述された。

そうすると、現在、各地域で行われている「路線計画の検討 路線の比較検討」については、関東地方小委員会やらワーキンググループ(WG)のごとき「名称」で説明会を行っているが、これらは、国土交通省の「附属機関」にすぎないのであつて、これらの機関による検討については、法律上、行政を拘束するものではないので、「説明会会場」における「説明者 国土交通省(甲府河川国道事務所)」のごとき説明人は、長坂総合支所において、図らずも「関東地方小委員会の事務局」である旨吐露された事実を見逃すことはできず、パンフレットにある「甲府河川国道事務所 計画課(055-254-6571)」へ電話し、電話したことを受けて、後に電話された計画課担当者は、これらを確認、供述されたので、

会場受取049-3

上記事実を警告したところ、担当者は、説明者に伝達する旨確約されたので、以上のごとき説明会は、民意に反するものであるもので、即座に、中止すべきものであることを警告する。すなわち、

国土交通省のごとき「中部横断自動車道(長坂～八千穂)道路網整備計画決定」については、すでに「北杜市長」のごとき「行政機関」と「北杜市議会」のごとき「立法機関」は、「北杜市観光協会」やら「北杜市商工会」外の建設決定要請を受けて、それぞれの「権限」をもって、それぞれの要請を承認しているので、少なくとも、「北杜市民の民意」は、適正、適法に反映されており、これに反対すべきいささかの事由もないものである。

したがって、「市議会議員」たる「者」が、これに「反対」するよう場合は、それこそ「除名処分」のごとき「懲罰」は免れないものであることを認知されている「はず」であることを念示する(「議員必携」176頁～177頁「2 懲罰の種類」4号参照)。

市民を混乱させる責任

以上のとおり、前傾「それぞれ」のごとき原因、事由、事実を鑑みれば、既に「北杜市民を混乱」させていることは、「新聞記事」においても明らかであるから、その責任は、刑法第8章(騒乱の罪)がいうところの、106条(騒乱罪)所定の「多衆」とは、一地方の平穏を害するに足る暴行、脅迫をするのに必要な人数をいい、「集会」とは、多人数の威力で暴行・脅迫をすることに、明示又は黙示の共同意思をもった者が集合することをいい、「暴行」とは、最も広い意味のもので、人に対するものだけでなく、物に対する暴行も含む。「物」とは、地方自治法第9章(財務)第238条(公有財産の範囲及び分類)第1項第8号所定の「財産の信託の受益権」、すなわち、普通地方公共団体(山梨県・北杜市)のごとき「財務」にあつては、道路建設に関する負担金につき、少なからず、負担すべきものであるから、これを財産の信託または委託といい、その受益権は、山梨県民が、北杜市民が、それぞれ受益するものである。

したがって、市民を混乱させる責任は、「関東地方小委員会とWGの事務局(説明者)」と「市民団体」と「新聞社」にあり、民主主義国家にあつては、これらの者につき、刑事訴追は免れないものであることを警告するものである。以上

■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

別紙

会場受取049-4

1 国家行政組織法について(別紙添付参照)、

上記第3条(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)第2項所定の「行政機関のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。」と規定され、第4項所定の「第2項の国の行政機関として置かれるものは、別表第1にこれを掲げる。」と規定され、この「別表第1」に載っていないものは、国家行政組織法上の行政機関ではない(「行政法」(第2版)桜井敬子(東大卒・法学博士) 橋本博之(東大卒・法学博士)著 47頁「2行政各部」参照)。

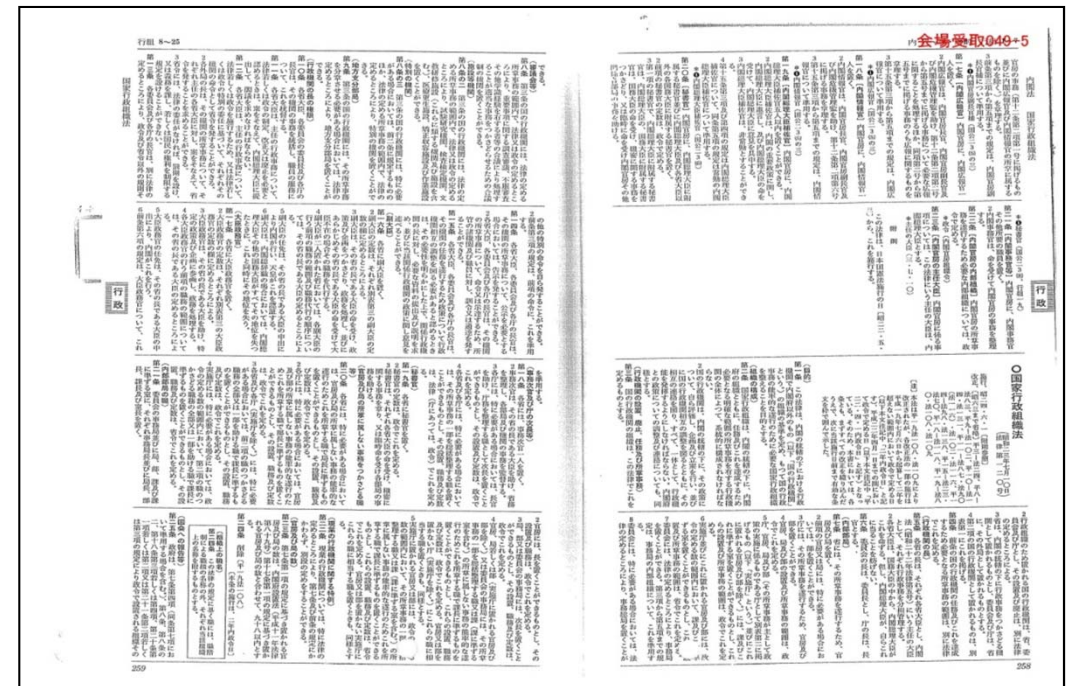
2 地方公共団体の組織について(「行政法」(抜粋)添付参照)

(1) 地方公共団体の機関

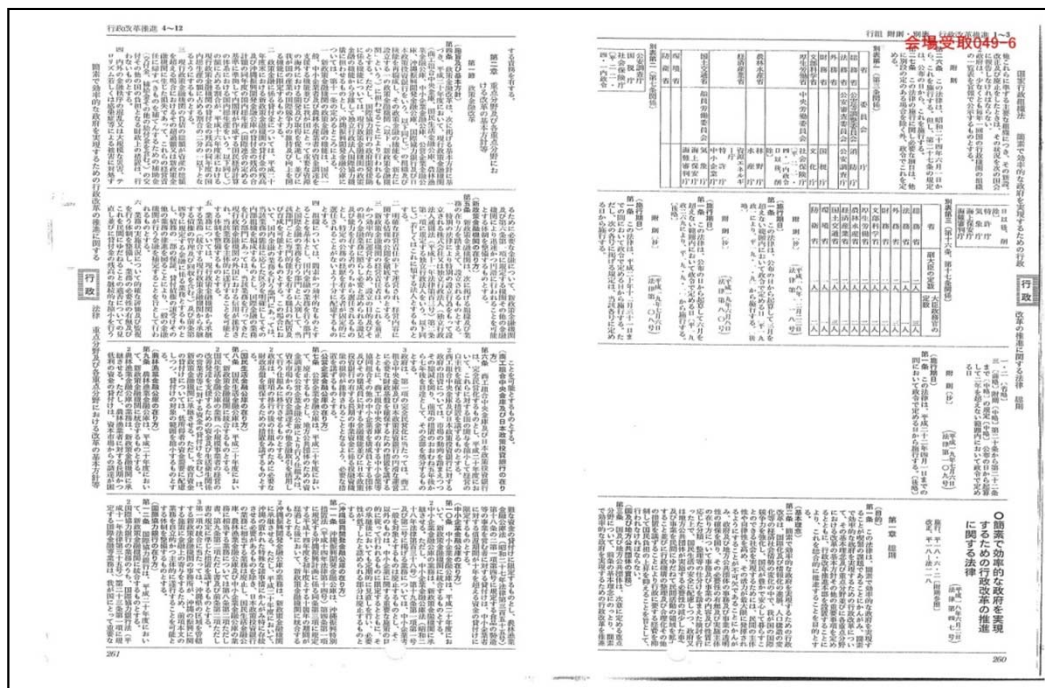
普通地方公共団体(都道府県・市町村)には、議決機関(議会)と執行機関(長・委員会・委員)が置かれる。執行機関の中心である長は、住民の直接選挙によって選ばれ(首長制)、国の議院内閣制と対象をなす。

地方公共団体は、住民の直接選挙によって選ばれた「議員」によって議会を構成し、議会と長とが互いの抑制と均衡を図ることにより、民主的行政を遂行する仕組みになっている(憲法93条)。

議会には、「議院必携」第2章(議会の権限)のごとき11項目にわたる権限が付与されている。例えば、10項目には「請願、陳情を受理し、所為する権限」を付与され、本件「道路建設」については、北杜市議会が承認権を行使されている。これに背いた者には、「警告」記載のごとき懲罰による「除名」とする重い処分が待っている。以上



■地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)



239

■ 地元説明会開催期間中に頂いた意見・質問・要望(会場受取)

